

元 日 獣 発 第 23 号
令 和 元 年 5 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

獣医療法施行規則及び告示の一部改正について

このことについて、平成 31 年 4 月 5 日付け 30 消安第 6426 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」及び「獣医療法施行規則第 10 条の 4 第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する告示」が同日付けで公布、施行された旨を都道府県知事宛てに通知したことについて、留意の上、本会会員への周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人日本獣医師会

事業担当 松岡

TEL 03-3475-1601

30 消安第 6426 号
平成 31 年 4 月 5 日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



獣医療法施行規則及び告示の一部改正について（通知）

平素より獣医事行政の推進に御理解と御協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御留意
いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。



写

30 消安第 6426 号
平成 31 年 4 月 5 日

都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

獣医療法施行規則及び告示の一部改正について（通知）

平成 31 年 4 月 5 日付けで、別添のとおり「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成 31 年農林水産省令第 35 号）及び「獣医療法施行規則第 10 条の 4 第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する告示」（平成 31 年農林水産省告示第 678 号）が公布され、同日に施行されました。

今回の改正内容及び今後の予定は下記のとおりです。引き続き、陽電子断層撮影診療（以下「PET 検査」という。）における放射線の防護等について、御指導いただくとともに、貴管下の関係者への周知方お願いします。

記

1. 改正内容

(1) 飼育動物の退出基準（告示）の改正

これまでは、獣医療法施行規則第 10 条の 4 第 3 項に基づき農林水産大臣が定める飼育動物の退出基準（以下「退出基準」という。）には、犬、猫等を対象とした PET 検査等に用いるために放射性医薬品等として提供される放射性同位元素として、テクネチウム 99m、ふっ素 18 のみを定めていたところです。本改正により、犬、猫を対象とした PET 検査に用いるために診療施設内で製造される放射性同位元素として、現行のふっ素 18 に加え、炭素 11、窒素 13 及び酸素 15（以下「院内製造薬剤」という。）が、同基準に追加されました。

(2) 獣医療法施行規則（省令）の改正

院内製造薬剤を備えた場合にも、獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 11 号に基づき、診療施設の開設の届出（変更の届出も含む。）が必要となりました。

2 今後の予定

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）第 1 条第 4 号に基づき、原子力規制委員会が農林水産大臣と協議して指定する院内製造薬剤について、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条の放射性同位元素の定義から除外される予定となっております。これにより、本年上期を目途に、院内製造薬剤を投与した犬、猫は、同法第 19 条の放射性同位元素に汚染された物としての取扱いが不要となり、退出基準に基づき診療施設外への退出が可能となりますので、御留意願います。

(別添)

○農林水産省告示第六百七十八号

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第十条の四第三項の規定に基づき、平成二十一年二月二十日農林水産省告示第二百三十八号（獣医療法施行規則第十条の四第三項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年四月五日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後

飼育動物の種類		放射性同位元素の種類	診療の種類	退出させることができる状態
馬	(略)	テクネチウム九九m	(略)	(略)
犬及び猫	(略)	炭素十一	(略)	(略)
		窒素十三	(略)	(略)
		酸素十五	(略)	(略)
		ふっ素十八	(略)	(略)

改 正 前

飼育動物の種類		放射性同位元素の種類	診療の種類	退出させることができる状態
馬	(略)	テクネチウム九九m	(略)	(略)
犬及び猫	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)	(新設)
		ふっ素十八	(略)	(略)

(別添)

○農林水産省令第三十五号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第三条前段の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月五日

農林水産大臣 吉川 貴盛

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(診療施設の開設の届出)

第一条 獣医療法(以下「法」という。)第三条前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、十 (略)

十一 医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。))第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。)である放射性同位元素で密封されていないもの(放射性同位元素であつて、陽電子放射断層撮影装置による画像診断(以下「陽電子断層撮影診療」という。))に用いるものを除く。以下「診療用放射性同位元素」という。又は放射性同位元素であつて、陽電子断層撮影診療に用いるもの(同条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物であるものを除く。以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。))を備えた診療施設にあつては、次に掲げる事項

イ、ホ (略)

2 十二、十六 (略) (略)

(診療施設の開設の届出)

第一条 獣医療法(以下「法」という。)第三条前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一、十 (略)

十一 医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。))第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。)である放射性同位元素で密封されていないもの(放射性同位元素であつて、陽電子放射断層撮影装置による画像診断(以下「陽電子断層撮影診療」という。))に用いるものを除く。以下「診療用放射性同位元素」という。又は医薬品である放射性同位元素であつて、陽電子断層撮影診療に用いるもの(以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。))を備えた診療施設にあつては、次に掲げる事項

イ、ホ (略)

2 十二、十六 (略) (略)

(別添)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。